

久喜市議会

令和6年11月定例会議

議員提出追加議案

## 議 案 目 録

意見第 1 1 号	地方財政の充実・強化に関する意見書	1
意見第 1 2 号	公共施設等適正管理推進事業債の延長と除却事業に対する地方 交付税措置を求める意見書	4
意見第 1 3 号	介護事業者、介護職員や介護支援専門員等の更なる処遇改善を 求める意見書	6
意見第 1 4 号	訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を求め る意見書	8
意見第 1 5 号	日米地位協定の見直しを求める意見書	10

意見第 11 号

地方財政の充実・強化に関する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2024 年 12 月 9 日

提出者 久喜市議会議員  
川 辺 美 信  
賛成者 久喜市議会議員  
杉 野 修  
貴 志 信 智  
田 村 栄 子  
宮 崎 亜 希

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、物価高騰による多様な社会保障ニーズへの対応など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害に対する防災・減災や災害復旧への対応も迫られるなか、地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、政府に次の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX 化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握すると

- ともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
  - 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
  - 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
  - 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取り組みの成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
  - 6 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
  - 7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0~20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
  - 8 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
  - 9 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
  - 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
デジタル大臣

あて

意見第 1 2 号

公共施設等適正管理推進事業債の延長と除却事業に対する地方交付税措置を求め  
る意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 6 年 1 2 月 9 日

提出者 久喜市議会議員  
園 部 茂 雄  
奈 良 政 宏  
賛成者 久喜市議会議員  
新 井 兼

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

公共施設等適正管理推進事業債の延長と除却事業に対する地方交付税措置を求め  
る意見書

平成 2 9 年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等の集約化・複合化・長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化、市町村役場機能緊急保全、除却といった事業に活用でき、また、一部交付税措置もあることから、公共施設等の見直しを推進していくためには非常に有効な地方債である。

しかしながら、本事業債は令和 8 年度までの時限的な事業債であり、またその中にある除却事業については、公共施設等適正管理推進事業債の対象となる事業の中で唯一交付税措置が無い事業となっている。

公共施設の見直しには、調査、個別施設計画策定、設計、工事といった一定の事業期間が必要であり、また厳しい財政状況下においては中長期的な財政計画のもと、公共事業の平準化も必要となる。

さらに、全国的に公共施設の老朽化が進んでいる市町村が多く見受けられ、今後の少子高齢化や人口減少を加味した公共施設の再編を計画的に進めなければならない。

その過程で除却を余儀なくされる施設も多く、地方自治体にとって大きな財政負担が必要であり、老朽化施設の除却は、市民の安全面や環境面の観点からも可及的速やかに実施することが理想である。

令和4年4月からアスベストに関する規制が強化され、建築物などの解体費用が増加している。久喜市においても大きな財政負担が原因となり、進んでいない実情があることを踏まえると、同様の事例が全国的に多数存在することが推察できる。

そのため国に対しては、公共施設等適正管理推進事業債の活用期限の延長を図るとともに、除却事業についても交付税措置の対象とするなど、公共施設等の適正管理の停滞を解消できる国としての財政措置をとるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣     あて  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣

意見第13号

介護事業者、介護職員や介護支援専門員等の更なる処遇改善を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月9日

提出者 久喜市議会議員  
園部茂雄  
瀬川泰祐  
賛成者 久喜市議会議員  
斉藤広子  
川辺美信

久喜市議会議長 上條哲弘 様

介護事業者、介護職員や介護支援専門員等の更なる処遇改善を求める意見書

超少子高齢社会が到来する中、介護サービスに対するニーズは一層高まっていくことが見込まれている。介護施設や事業所に勤務する介護職員や、要介護者等からの相談やケアプランの作成、サービス事業者との連絡調整等を行う介護支援専門員等の確保は急務であるが、人材不足の状況は深刻である。

介護を担う人材は、他産業に比べて給与が低い。令和5年賃金構造基本統計調査によれば、全労働者の給与額347万円に対し、福祉施設介護員は264万円、ホームヘルパーは284万円、介護支援専門員は297万円と大きな差がある。

国では、介護報酬の改定や地方自治体への交付金等を通じて、これまでもこうした人材の処遇改善に取り組んできた。令和6年度の介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善分0.98%を含む1.59%のプラス改定となった。

しかし、民間企業全体で約30年ぶりの高水準となる賃上げが進む状況において、介護人材の不足解消、に向けて更なる処遇改善に取り組む必要性は高い。

また、令和6年度の最低賃金改定による事業者の負担増による経営状況の悪化を考慮すると、介護報酬改定も重要な課題となっている。

こうした中、国は、国民に質の高い介護サービスを提供する体制を維持・発展させていくために、介護人材の確保と定着に不可欠な処遇改善等について、一層の推進をしなければならない。

よって、国においては、介護職員や介護支援専門員等の更なる処遇改善、介護報酬の更なる改定を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  あて  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣

意見第14号

訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年12月9日

提出者 久喜市議会議員  
杉野 修  
賛成者 久喜市議会議員  
川辺 美信  
渡辺 昌代  
宮崎 亜希

久喜市議会議長 上條 哲弘 様

訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を求める意見書

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が令和6年4月から引き下げられた。身体介護、生活援助などを行う訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、閉鎖・倒産するなど、在宅介護の基盤がゆらぐ恐れがある。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れているものと考えられる。仮に処遇改善加算で職員の賃金を引き上げることができたとしても、物価高騰の中で経常費などを維持することはできない。厚生労働省の調べによると2022年の介護職員の平均月収は29万3千円で、全産業平均と比べて7万円ほど低く、ホームヘルパーの有効求人倍率は15.5倍と高水準となっており、特に訪問介護は人手不足が深刻になっている。高齢者が高齢者を介護している実態がある。

令和6年4月の本市高齢化率は31.68%と高く、訪問介護事業は必要不可欠である。今回の改定で人手不足がより深刻化し、サービスに制限がかかることになれば、地域で必要なサービスを受けられない「介護難民」の増加が懸念される。

政府が方針として掲げる、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる包

括的な支援、サービス提供体制の構築が必要である。よって、訪問介護事業所の経営やホームヘルパーの待遇を悪化させる訪問介護費引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
財務大臣  
厚生労働大臣

意見第15号

日米地位協定の見直しを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年12月9日

提出者 久喜市議会議員  
猪股和雄  
賛成者 久喜市議会議員  
田村栄子  
杉野修

久喜市議会議長 上條哲弘 様

日米地位協定の見直しを求める意見書

日本国内には、日米安全保障条約に基づき、30都道府県に130を超える米軍基地があります。特にその米軍基地所在地では、航空機の騒音や米軍人・軍属がかかわる事件・事故などにより、平穏で安全・安心であるべき周辺住民の生活が脅かされる事態が続いており、基地の所在する自治体にとって、その負担の軽減が重要課題となっています。

全国知事会は2018年7月に日米地位協定を抜本的に見直す提言を採択し、全国各地の道県市区町村議会でも地位協定の見直しを求める意見書が可決、提出されています。しかし、現在でも基地をめぐる事件・事故、騒音・環境問題は深刻さを増しています。近年では新型コロナ危機にあつて、日米地位協定のもとで米軍の軍人軍属の出入国及び基地外への出入りをチェックする権限が日本にはないこともクローズアップされました。

これまでも米軍の基地管理権によって司法、警察、地方公共団体等の米軍基地内への立入及び調査が阻まれていること（第3条）、環境汚染に対する原状回復義務、損害賠償義務の免除（第4条）、公務執行中に日本の法令の執行や裁判検討からの免除（第16条）、刑事事件における米軍人は、公訴提起までの身柄引き渡し拒否できること（第17条）など、多くの「不平等規定」が指摘されてきました。

日米地位協定は、1960年に締結されて以来、60年間一度も改定されていません。いま、国民の生命、財産ならびに人権を守るために、日米地位協定の見直しが喫緊の課題となっています。よって国においては、日米地位協定の見直しへ向けて、必要かつ適切な措置を講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官  
警察庁長官  
あて